第1回中央港湾団交開催、要求書提出
事前協議違反で厳重抗議、産別賃金の回答を求める

第一回中央港湾団交が二月十九日に開催され、一九港湾春闘が本格的にスタートした。一九港湾春闘の要求書提出にあたって全国港湾の糸谷委員長は「今年の春闘は大きく三つの課題がある。一つは、労働条件の改善・賃金の引き上げ。定年延長は率先して実現をしていただきたい。一つは、産別賃金については中労委にあっせんをお願いしているところだが、今春闘で統一交渉・統一回答をおこなうと態度表明していただきたい。そして具体的回答をお願いしたい。一つは、沖縄において事前協議がされないままで荷役作業が強行された。雇用と職域を守るための制度が無視されたことは絶対に許せない。怒り心頭である。このあと態度表明させていただく」と述べ、一九港湾春闘は開始早々に行動を構えるという異例のスタートとなった。

その上で「二〇一九年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を提出、次回第二回中央港湾団交は三月六日に開催されることとなった。

二〇一九年度要求書、要求内容のポイント

要求書でポイントになる部分としては、認可料金の復活を引き続き求めていく、産別制度賃金を引き上げる（産別最低賃金を一八四、五〇〇円、日額八、〇二二円とすること。あるべき賃金について現行協定の六％アップ。基準賃金を全港・全職種適用とし四〇歳三六八、九〇〇円に改定すること。標準者賃金を二六四、六〇〇円に改定すること）、六五歳までの定年延長の前進、週休二日制の実施と時間外割増率の改定、アライアンス再編にともなう業域職域の確保、港湾作業における自動化・機械化の導入反対、積極的人員増の取り組み、港湾年金の支給要件の緩和（六五歳の誕生日までに一八年以上勤務と制度改正すること）、労災企業補償制度の産別制度としての確立、自然災害から労働者を守る対策、四五フィートコンテナの公道走行対策、三島川之江港の指定港化等々の継続課題。業側に真摯な回答を期待するとした。

また、組合側より意見として「賃金引き上げにあたって重大事故が多発している」が、人手不足が一因との声も聞いている。人員確保には賃金の引き上げと労働条件の改善が不可欠。今春闘で必ず産別最賃の回答を」、「トラック業界では労使が力を合わせて、貨物自動車運送事業法を改正させ、期限つきながらも標準運賃告示制度が盛り込まれた。トラック業界でできたことが港湾でできないわけがない」、「賃金引き上げにあたっては、各構成組合の適正賃上がなされるまでたたかう」等々を主張、業側に回答の前進を促した。

次回以降の中央港湾団交において業側からの回答が注目されるが、中央港湾団交のあり方、港湾産別労使のあり方が大きく問われる一九春闘となりそうだ。（片柳悦正）

日港協、事前協議の厳格運用を約束
二十八日に構えたストライキは延期

二月二日に「はくおう」が事前協議なしで沖縄県中城港に入港し荷役を強行した件で、雇用と就労を守るため、事前協議制度無視は絶対に許せないとし、全国港湾は二月二十八日始業時から三月一日始業時までの二四時間ストライキを通告した。業側は「非常に大きな問題であり、歩み寄る道がないか時間を頂きたい」等と述べ通告書を持ち帰った。

その後、労使間で折衝が断続的におこなわれ、全国港湾は二月二十五日、「折衝を重ねてきた結果、事前協議を厳格に運用することを約すとともに、二月二日の事案については引き続き協議するとの約束が得られた」とし、構えていた二四ストについては一旦延期とするとした。しかし、二月二日の中城項港での問題についてはまだ具体的な対応がされていないため、今後の動向を見極め、延期としたストの取扱についてはその上で改めて判断していくとしている。（片柳悦正）

2019年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書（概要抜粋）

1、雇用基盤と港湾労働の安定について
- 日港協として、認可料金制度の復活・確立をめさす取り組みを具体化すること。
- 船社の統合、アライアンスに係る港運事業の業域と港湾労働者の職域を確保する課題について、次の措置を講すること。産別協定第９条による事前協議制度、及び、「船社の航路再編・統合等、アライアンスに関する中央事前協議会議事録確認」の厳正運用で対応すること。
- 港湾倉庫・特定港湾倉庫について、港頭地域の倉庫・物流施設については、貨種を問わず全て事前協議事案として、事前協議制度の改定を行うこと。
- 港湾労働法の全港・全職種適用に向けて、関係行政などへの働きかけなどの具体的な取り組みを進めること。
- ゲート業務を、港湾労働者の職域とするよう必要な措置を行うこと。
- 港湾作業における「自動化・機械化」導入に反対すること。

2、賃金・労働条件の向上・産別協定の改定について
- 現行の産別労使協定の適用対象を、特別な揚合を除き「全港・全職種」とする改定を行い、それに沿って、既刊の「協定書・確認書」を2012年以降の諸協定を組み入れて編纂・刊行すること。
- 産別制度賃金の改定について、19年度の産別最低賃金を184,500円（日額8,022円）とすること。19年度あるべき賃金について、別表の通り改定すること（現行協定の６％アップ）。基準賃金を全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。標準者賃金を264,600円に改定し、当該労働者の賃金を到達させること。なお、標準者賃金は基準内賃金として適用すること。

3、諸労働条件の整備による職揚環境の改善について
- 人員不足に対応するため、積極的な「人員増」を各社で取り組むこと。そのために、日港協として「人材確保」のための社会的アピールなど業界団体として可能な施策を実施すること。
- 定年延長に伴う諸制度の整備について、2025年３月末を待つことなく、今年度から65歳定年制度の実施に向けた条件整備を整えること。
- 港湾年金の支給要件について、港湾年金制度に加入する事業者のもとで、定年・雇用延長を問わず、65歳の誕生日までに18年以上を勤務したものに、年金受給資格を付与できるよう制度改定を行うこと。
- 週休２日制の実施と時間外割増率の設定について、2020年度までに週休２日制実施が可能となるよう、19年度から諸制度の見直しを行なうことで実施に踏み切る条件を整えること。時間外割増率を全港・全職種適用の産別協定として創設すること。
- 労災企業補償制度を、産別制度として確立すること。

4、自然災害から労働者を守る対策について
- 各社のBCPを、労働者の安全を担保してから復旧・事業再開などの計画に進むよう改善すること。
- 企業・地域（港）単位で、労働者の安全を一義とした対策マニュアルを作成し、労働者への周知と定期的な訓練を行うこと。

5、45ｆコンテナの公道走行
- 輸入などでやむを得ない場合、ターミナル事業者・港湾管理者・労働組合の３者が、先導車を付けることと道路使用許可書を確認してはじめて搬出できることのルールを確立すること。

6、継続協議中の課題について
- 港労法問題労使検討委員会としての課題。
- 改訂SOLAS条約にもとづく「重量証明」を、港湾運送を熟知した第三者証明機関である４検が行うよう荷主に働きかけ、その実効性を高める施策を検査部会で具体化すること。
- 関連事業者の労働環境整備に向けた「支援策」の検討と労使協議の再開。
- 17春闘協定１－（７）項にもとづく、インランドデポなどのドライポートの拡大のもたらす港運事業への負の影響を勘案し、これ以上の拡大に反対する対策の検討。
- 四国地区での労使協議体制強化と三島川之江港の指定港化に向けた関係者への働きかけの強化。及び、国際バルク戦略港湾政策の下で、坂出港において雇用と職場が喪失の危機に直面していることに対する、業界団体としての必要な対策を講じること。
- 「指定事業体」に係る「指定事業体問題」の到達点に立って、引き続き検討を進めるとともに、港湾労働法の適用拡大の課題なども含め、検数・検定小員会の協議を促進すること。

以上

港湾労働

東京都大田区蒲田５の10の２
全日本港湾労働組合機関紙
（毎月１日発行）
一部20円（組合員の購読料は組合費の中に含む）
発行責任者
松永英樹